

# 大阪府宅地建物取引業協会 堺市支部施行細則

## 第 1 章 総 則

(制定と改廃)

- 第 1 条 大阪府宅地建物取引業協会堺市支部（以下「支部」という。）規則第 35 条の規定に基づき、この施行細則（以下「細則」という。）を定める。
- 2 この細則の改廃は、評議員会の議決を得なければならない。

## 第 2 章 会員および支部組織

(地区及び班)

- 第 2 条 班を地区に置き換えて 1 地区・1 班制として組織する。
- 2 地区は、東区、西区、南区、北区、中区、堺区、美原区、高石市とする。

(表彰・褒賞)

- 第 3 条 支部に対し特に功労のあった会員並びに以下各項に該当する会員に対し、支部長は評議員会の承認を得て表彰、褒賞することができる。
- 2 役員を 1 期務めた会員を次の通常総会において表彰する。

## 第 3 章 役員選出

(選挙管理委員会の設置)

- 第 4 条 規則第 16 条 2 項に定める役員（支部長）を選出する選挙に関する事務を執行するために選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、役員改選年度の始まる 60 日以前に設置して、ただちに選挙の告示、立候補の受付を行う。
- 3 立候補の受付期間は、7 日間とする。

(委員会の構成)

- 第 5 条 委員会は、常任相談役および相談役のうちより執行部会において委嘱された委員 3 名をもって構成し、互選により委員長を選出する。
- ただし、監査の候補となった場合は委員となることができない。

(支部長候補者の選出)

- 第 6 条 支部長選挙に立候補する者は、所定の立候補届出書に正会員 10 名以上の推薦状を添え委員会に提出しなければならない。

(選挙人名簿)

- 第 7 条 選挙に使用する選挙人名簿は、役員改選年度における 1 月 1 日現在の正会員とする。

(立候補者名簿の送付)

第 8 条 委員会は、届出のあった支部長立候補者の名簿を選挙の日の5日前までに正会員に送付しなければならない。

(選挙立会人)

第 9 条 委員会は、監査2名および事務局長を選挙立会人に委嘱する。

(選挙の方法)

第 10 条 選挙にあたっては、立候補者が2名のときは、得票数の多い者を当選者と決定する。

2 立候補者が3名以上のときは、その得票数が有効投票数の過半数に達した者を当選者とし、過半数に達した者がいない場合は、上位得票数2名について再投票を行い得票数の多い者を当選者と決定する。

3 得票数が同数のときは、委員会が定める抽選方法により決定する。

4 得票に疑義が生じたときは、選挙立会人の意見を聞いて委員会が決定する。

5 当選者が当選就任の日から60日までの間に、退会もしくは退任または辞任したときは、次点者を繰り上げ当選者とする。

6 選挙にあたって委員会は、選挙日に原則として立会演説会を実施する。

(投票の方法)

第 11 条 投票は、委員会の作成した投票用紙をもちい、1人1票無記名投票とする。

2 選挙人は、投票所において選挙資格の確認を受けること。

(投票の効力)

第 12 条 所定の投票用紙を用いないものおよび委員会が無効と判定したものは無効とする。

(選挙終了時の処理)

第 13 条 委員会は当選者および次点者の順位を決定し、委員長は当選者の承諾を求めなければならない。

2 委員長は、議長の指示を得て選挙の経過および結果を総会に報告しなければならない。

(選考委員会への移行)

第 14 条 告示期間中に対立候補ならびに立候補者のない場合は、選挙管理委員会は役員選考委員会となる。

2 委員長は、議長の指示を得て選挙の経過および結果を総会に報告しなければならない。

(資格審査会)

第 15 条 役員資格を審査するための資格審査会を役員改選年度の始まる2ヶ月前に設置し、綱紀委員長および総務委員長ならびに監査1名をもって構成する。

2 資格審査会は、審査の請求があった役員候補について定款施行規則第16条1項および第18条に準拠して審査し、その適否を決定し執

行部会に報告しなければならない。

- 3 資格審査会は、請求のあった者の資格審査が終了したときに解散する。

(役員予定者)

第 16 条 役員選考委員会により選出された支部長候補者は、副支部長候補者を選出する。

- 2 支部長候補者は総会に提案するために、評議員候補者を選出し、予定者評議員会を開催し、監査候補者、本部理事候補者を選出することができる。

- 3 予定者評議員会は、通常総会開催の10日前までに開催し、専門委員会委員長および専門委員会総括を決定する。

(名誉役員)

第 17 条 顧問、常任相談役、相談役の任期は、これを委嘱した支部長の在任期間とする。

(名誉役員の推薦基準)

第 18 条 名誉役員の推薦基準は規則第20条2項を準用する。

(終身名誉顧問)

第 19 条 支部長を通算5期以上またはそれに準ずる役職者であって、永年になたり支部の発展に寄与された者に、終身名誉顧問の称号を贈ることができる。

(地区長)

第 20 条 規則第6条2項の地区長は、副支部長が兼務するものとし、その担当地区は評議員会において定める。

## 第 4 章 地区会議

(地区会議)

第 21 条 地区長は地区内会員の結束と親睦をはかるため、随時に地区会議を開催することができる。

## 第 5 章 専門委員会

(専門委員会の所管)

第 22 条 規則第23条の専門委員会の所管事項を次のとおり定める。

(1) 総務財政委員会

- ① 諸会議開催（総会・評議員会・新年互礼会等）に関する事項
- ② 事務局に関する事項
- ③ 諸規程に関する事項
- ④ 会員等の親睦、福利厚生（慶弔含む）に関する事項
- ⑤ 官公庁・関係団体諸事業の運営協力に関する事項
- ⑥ カレンダー製作配布等
- ⑦ 予算、決算、金銭出納及び会費徴収等の会計の統括に関する事項

- ⑧ 経理に関する帳簿、証憑等の保存及び処分に関する事項
- ⑨ 保証協会会費委託事務に関する事項
- ⑩ 顧問税理士との連携
- ⑪ その他、この団体の管理及び財務処理に関する事項
- (2) 組織委員会
  - ① 入会申込者への適正かつ迅速な事務所調査・入会審査、入退会及び変更に関する事項
  - ② 会員数推移状況の把握
  - ③ 未移籍会員への速やかな移籍促進
  - ④ 本部組織委員会全体会議・研修会等への参加
  - ⑤ その他、この団体の組織に関する事項
- (3) システム委員会
  - ① パソコン講習会の開催
  - ② 支部 HP・会員情報データベース等の運営管理
  - ③ 上部団体の運営する物件情報サイトに関する事項
  - ④ 大阪府宅地価格システムの運営協力に関する事項
  - ⑤ 公益社団法人近畿圏不動産流通機構（近畿レインズ）の運営協力に関する事項
  - ⑥ その他、この団体のシステムに関する事項
- (4) 政策委員会
  - ① 不動産に関する調査研究・政策提言に関する事項
  - ② 関連団体との連携による官公庁への要望活動に関する事項
- (5) 会員事業推進委員会
  - ① 会員の支援業務となる事業に関する事項（TAKTAS.事業への協力等）
  - ② 会員間のネットワークや交流活動に関する事項（会員交流会、研修旅行等の開催）
  - ③ その他、この団体の会員事業推進に関する事項
- (6) 広報委員会
  - ① 広報「支部・組合ニュース」の発行
  - ② 各区・市役所でのバナー広告活動
  - ③ 地域における会員活動の情報収集
  - ④ その他、この団体の情報発信に関する事項
- (7) 企画推進委員会
  - ① 不動産無料一般相談フェアの開催
  - ② 本部が実施する諸事業及び公益事業への協力
  - ③ 青鳩会・女性部会活動に関する事項（ゴルフ、講習会への協力）
  - ④ 本部青鳩会・女性部会活動への協力
  - ⑤ その他、この団体の企画推進に関する事項
- (8) 研修委員会

- ① 研修・講習会に関する事項
- ② 不動産業務研修会出席率向上（支部でのWeb研修上映等）と未受講者に対する啓発活動
- ③ 新入会員講習会受講対象者への参加要請
- ④ 研修規定の周知と指導
- ⑤ 本部研修委員会全体会議への参加
- ⑥ 会員情報統合管理システムによる研修関連データの管理
- ⑦ 支部主催の研修会実施と会員交流会への協力
- ⑧ その他、会員及び従業者の資質向上に関する事項
- (9) 綱紀自主規制委員会
  - ① 会員の規律保持及び法令遵守に関する事項
  - ② 会員の懲戒に関する事項
  - ③ 正しい広告表示の推進と公正な取引の確保に関する事項
  - ④ 各種表彰審査及び懲戒審査に関する協力
  - ⑤ 不動産広告表示及び公正競争規約の周知徹底
  - ⑥ 不法屋外広告物撤去活動「かたづけ・たい」の実施
  - ⑦ 公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会が実施する不動産広告実態調査への協力
  - ⑧ その他、綱紀に関する事項
- (10) 相談所運営委員会
  - ① 不動産無料相談所（支部及び各自治体）の運営に関する事項
  - ② 堺市住宅専門家相談へ相談員派遣
  - ③ 堺市空家等利活用支援業務にかかる協定に基づく支援
  - ④ 相談員に対する研修等に関する事項
  - ⑤ 支部不動産無料一般相談フェアでの無料相談の実施
  - ⑥ 本部不動産相談所への相談員派遣
  - ⑦ 本部相談員等研修会への参加
  - ⑧ その他、不動産相談業務に関する事項
  - ⑨ 苦情弁済に関する事項

(特別委員会)

第 23 条 特別委員会は、年度中において、その任務を終了したときは評議員会の議決を得て解散する。

(所管の疑義)

第 24 条 細則第 22 条に定めた委員会の所管事項について疑義が生じた時は、評議員会において審議する。

## 第 6 章 慶弔見舞

(慶弔見舞)

第 25 条 会員の慶弔及び見舞金に対し次のとおり定める。

- ① 正会員及び準会員Aが結婚したときは敬意として、金 30,000 円また

はこれに相当する記念品を贈る。

- ② 準会員Bが結婚したときは敬意として、金 10,000 円またはこれに相当する記念品を贈る。
- ③ 正会員および準会員Aが死亡したときは弔慰金として、金 10,000 円および「しきび」1対を贈る。
- ④ 正会員および準会員Aの家族（一親等および配偶者）が死亡したときは、弔慰金として、金 5,000 円および「しきび」1対を贈る。
- ⑤ 準会員Bが死亡したときは弔慰金として、金 5,000 円および「しきび」1対を贈る。
- ⑥ 正会員および準会員Aが傷病のため入院（2週間以上）したときは見舞金として、金 5,000 円またはこれに相当するものを贈る。

## 第 7 章 交通費

（交通費）

第 26 条 会員が会務執行のために必要な会議出務費を下記の通り支給する。

- ① 執行部会 3,000円 （1回）
  - ② 評議員会 3,000円 （1回）
  - ③ 専門委員会 3,000円 3時間以内
  - ④ 入会調査 3,000円 （1件）
  - ⑤ 公取実態調査 3,000円 （1回）
  - ⑥ 価格調査 3,000円 3時間以内
  - ⑦ 葬儀参列（公務）3,000円 （1件）
  - ⑧ 研修会（執務者）3,000円
  - ⑨ その他 3,000円 （1回）
  - ⑩ 会議時間延長の場合は1時間に付き、1,000円を加算する。
- 2 総会については会議出務費は支払わない。ただし、リハーサルは除く。
- 3 支部が会費を負担した催しについては、会議出務費は支払わない。
- 4 本部会議に出務の場合は、1項を準用する。  
ただし、本部から交通費の支給がある場合は1,500円（1回）とする。
- 5 研修会講師については、外部講師50,000円+交通費（1万円）、内部講師（宅建会員）30,000円+交通費（実費）とする。  
ただし、基準時間は90分とする。90分に満たない場合は10,000円+交通費（実費）、30分に満たない場合は交通費（実費）のみ支給する。

## 第 8 章 事務局

（就業規定）

第 27 条 事務局職員の就業に関する事項、給与に関する事項等は規則（規定）にて定める。

- ① 就業規則（介護休業規定・育児休業規定）
- ② 給与規定

## 第 9 章 書式集

（諸書式）

第 28 条 諸書式はこの細則の末尾のとおりとする。

- ① 支部長立候補届
- ② 役員就任依頼書
- ③ 役員就任承諾書
- ④ 役員辞任届
- ⑤ 顧問委嘱状
- ⑥ 常任相談役委嘱状
- ⑦ 相談役委嘱状
- ⑧ 専門委員会委員長・副委員長・委員委嘱状
- ⑨ 専門委員会開催報告書

## 第 10 章 付 則

（施行期日）

第 29 条 この施行細則は令和 4 年 4 月 1 日より改正施行する。

- （昭和 58 年 6 月 7 日 制 定）
- （昭和 58 年 7 月 8 日一部改正）
- （昭和 58 年 12 月 10 日一部改正）
- （昭和 62 年 5 月 9 日一部改正）
- （昭和 63 年 1 月 15 日一部改正）
- （平成 3 年 6 月 10 日一部改正）
- （平成 4 年 3 月 10 日一部改正）
- （平成 11 年 5 月 08 日一部改正）
- （平成 12 年 3 月 10 日一部改正）
- （平成 12 年 4 月 7 日一部改正）
- （平成 12 年 5 月 8 日一部改正）
- （平成 12 年 8 月 1 日一部改正）
- （平成 13 年 8 月 11 日一部改正）
- （平成 13 年 9 月 11 日一部改正）
- （平成 14 年 4 月 1 日一部改正）
- （平成 16 年 4 月 8 日一部改正）
- （平成 17 年 4 月 8 日一部改正）
- （平成 17 年 8 月 9 日一部改正）
- （平成 17 年 12 月 12 日一部改正）
- （平成 19 年 1 月 16 日一部改正）
- （平成 23 年 3 月 8 日一部改正）

(平成24年 3月13日一部改正)  
(平成25年 3月12日一部改正)  
(平成25年10月 8日一部改正)  
(平成26年 4月 1日一部改正)  
(令和 2年 4月 1日一部改正)  
(令和 3年 4月 1日一部改正)  
(令和 4年 4月 1日一部改正)  
(令和 5年 3月14日一部改正)  
(令和 6年 4月 1日一部改正)